

志學館大学障がい学生支援に関する基本方針

(理 念)

第1 志學館大学は、障がいのある学生（以下「障がい学生」という。）を含むすべての学生に対し、平等かつ公平な教育を受ける機会を提供するため、「障害者の権利に関する条約」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の精神と考え方に則り、障がいにより学生生活に不利益が生じないように必要かつ適切な支援及び環境整備を行う。

(合理的配慮)

第2 障がい学生に対し、その障がいの内容や程度に応じ個別に必要かつ合理的な配慮を行うことにより、障がい学生を含むすべての学生に質の高い教育を提供する。

(教育改善)

第3 障がい学生に対する修学上の配慮が、すべての学生の修学にとって有益になるような教育改善に取り組む。

(理解促進)

第4 障がい学生に対する支援活動を通じて、すべての学生一人ひとりが、相互に人格・個性を尊重しながらよりよい人間関係を築き、障がいについて理解する機会を提供する。

(支援体制)

第5 障がい学生の支援は、学生支援室、関係教職員及び学生サポーター（以下「支援者」という。）が中心となって行う。必要に応じて学外の関係機関及び専門家と連携して、全学的な体制で行う。

2 学生支援室の業務は、別の規程に定める。

(個人情報)

第6 第5の支援に参加した者が取得した障がい学生の個人情報は、守秘義務を遵守して厳密に管理する。

附 則

この指針は、平成26年1月29日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年2月8日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年3月14日から施行する。

附 則

この指針は、令和元年8月21日から施行する。